あわせて，幼稚園，保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも，読み聞かせ等を推進するとともに，保護者に対し，読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められる。

（２）幼稚園，保育所等における取組

幼稚園教育要領や保育所保育指針等の理解を促進することや幼稚園，保育所等における図書の整備への支援等を通じて，幼稚園，保育所等において，乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を促す。

幼稚園，保育所等においても，乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から，安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに，保護者，ボランティア等と連携・協力するなどして，図書の整備を図るよう促していく。また，幼稚園，保育所等は図書館の協力を得て，発達の段階に応じた図書を選定することが望ましい。

また，異年齢交流において，小中学生が幼稚園，保育所等の乳幼児に読み聞かせを行うなど，子供が絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要である。

２　小学校，中学校，高等学校等

（１）小学校，中学校，高等学校等の役割

子供が生涯にわたって読書に親しみ，読書を楽しむ習慣を形成していく上で，学校はかけがえのない大きな役割を担っている。学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）においては，義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ，生活に必要な国語を正しく理解し，使用する基礎的な能力を養うこと」（第 21 条第５号）が規定されており，平成 29 年，30 年に公示された学習指導要領においても，言語活動等を充実するとともに，学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り，児童生徒の自主的，自発的な読書活動を充実することとされている。

これらを踏まえ，学校においては，全ての子供が自由に読書を楽しみ，読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともにそのための環境を整備する。その際，子供の読書の量を増やすことのみならず，読書の質をも高めていくことが求められる。

（２）小学校，中学校，高等学校等における取組

①　小学校，中学校，高等学校等における読書指導

小学校，中学校，高等学校等の各学校段階において，子供が生涯にわたる読書習慣を身に付け，読書の幅を広げるため，読書の機会の拡充や図書の紹介，読書経験の共有により，様々な図書に触れる機会を確保することが重要である。具体的には，以下の活動が挙げられる。

・全校一斉の読書活動
・推薦図書コーナーの設置
・卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標設定
・子供が相互に図書を紹介し，様々な分野の図書に触れる活動，読書会，ペア読書，お話（ストーリーテリング），ブックトーク，アニマシオン，書評合戦（ビブリオバトル）等の子供同士で行う活動

全校一斉の読書活動については，現在３万校弱の学校において朝の始業時間前に読書の時間を設ける「朝の読書」の活動が行われているが，このような活動は不読率の改善という観点から効果的である。高等学校等においても，自主性を尊重しつつ行われることが望まれる。

子供同士で行う活動については，後述するように，「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけになるとともに，本の理解を深めることにつながる重要なものである。

また，新学習指導要領では，学習の基盤となる言語能力を育成するため，各学校において学校生活全体における言語環境を整えるとともに，国語科を要として，各教科等の特質に応じた言語活動を充実すること，あわせて，言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実させることが示されている。

具体的には，各教科等において，学校図書館の機能を計画的に利活用し，「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点からの授業改善を図るとともに，児童生徒の主体的，意欲的な学習活動や読書活動を充実することが求められている。

海外の日本人学校においても，児童生徒が豊かな読書活